

出納室所管封筒広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、能勢町広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、出納室が所管する封筒（以下「封筒」という。）への広告掲載について、必要な事項を定める。

(広告の範囲)

第2条 封筒に掲載する広告内容の範囲は要綱第3条に定める基準に該当するものとし、封筒に掲載可能な印刷による広告とする。

(広告掲載の種類、位置、規格、期間、枠数及び広告料等)

第3条 広告の掲載種類、位置、規格、期間、枠数及び広告料等は、別表1のとおりとする。

(広告の募集)

第4条 広告の募集は、ホームページ・町広報紙等町の広報媒体にて公募する。

(広告の申し込み)

第5条 広告の掲載を希望するものは、出納室所管封筒広告掲載申込書（様式第1号）に所定の事項を記入し、広告の原稿を添えて、町長に提出するものとする。

(広告掲載の優先順位)

第6条 掲載枠数を超えて広告掲載の申し込みがあった場合、次の順位により掲載を行うものとする。

(1) 町内に事業所（本店、支店、営業所、店舗等）を有するもので、町における観光の振興、地域経済の活性化、産業の育成等に資するものと判断できるもの

(2) 町内に本店事業所を有するもの

(3) その他、地域性・公共性が高いもの

2 前項各号において、同順位の場合は、要綱第4条で定める広告掲載審査委員会（以下「委員会」という。）により審査を行う。

(広告掲載等の決定等)

第7条 町長は、広告申請者に対し、申込期間満了後速やかに委員会が審査したうえで、広告掲載の可否及び枠数（以下「可否等」とする。）を決定する。

2 町長は、可否等の決定をしたときは、出納室所管封筒広告掲載承諾可否決定通知書（様式第2号）により広告申請者にその旨を通知しなければならない。

(複数募集に係る広告掲載の配置)

第8条 複数募集に係る広告掲載の配置は、第7条の規定により広告掲載の決定の通知を受けた申請者（以下「廣告主」という。）により抽選で掲載位置を決定する。

(廣告料の納付)

第9条 广告主は、廣告料を町長が指定する期日までに納付しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めたときはこの限りではない。

(廣告原稿の作成等)

第10条 广告主は、町長が指定する期日までに、廣告原稿を電子データ・紙媒体で作成し、提出しなければならない。なお、廣告原稿の作成及び提出に要する費用等については廣告主の負担とする。

(廣告内容等の修正)

第11条 町長は、廣告内容等が各種法令若しくはこの要綱・要領に違反している又はそのおそれがある、若しくは内容等に誤りや誤解を与える又はそのおそれがあると判断したときは、廣告主に対して廣告内容等の修正を求めることができる。

(廣告掲載の取下げ)

第12条 广告主は、町長の承認を得て、廣告の掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により掲載廣告を取下げた場合は、既納の廣告料は返納しないものとする。ただし、町長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

(廣告主の責務)

第13条 广告主は、廣告掲載に関する全ての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理、第三者に不利益を与える行為その他不正な行為を行ってはならない。

2 广告主は、廣告の掲載により町長及び第三者に損害を与えた場合は、廣告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、廣告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成20年11月19日から施行する。

この要領は、平成21年10月22日から施行する。

この要領は、平成26年2月5日から施行する。

この要領は、令和6年5月1日から施行する。

別 表1 (第3条関係)

種類	位置	規格	広告掲載の期間	枠数	広告料	備 考
長形3号	裏面	1枠あたり原則 (縦)50mm以内 (横)100mm以内 (指定する1色刷り)	12ヶ月以内 又は 封筒を使い 切るまで	最大3枠	25,000枚 あたリ 43,000円	(1) 封筒広告掲載面の下段部分に『この広告に関する一切の責任は、広告掲載者に帰属します。また、能勢町がこの広告内容を推奨等するものではありません。』の文言を挿入する。
角形2号	裏面	1枠あたり原則 (縦)60mm以内 (横)100mm以内 (指定する1色刷り)	12ヶ月以内 又は 封筒を使い 切るまで	最大6枠	10,000枚 あたリ 30,000円	(2) 広告の規格は原則左記に定めるとおりとするが、印刷の関係上広告サイズを調整することがある。 (3) 広告の掲載は1事業所につき、1枠の掲載とする。但し、申込期限を過ぎても、募集枠数が満たされていない場合はこの限りではない。

(様式第1号)

出納室所管封筒広告掲載申込書

年　月　日

能勢町長　　様

(申込者)

住 所

氏 名

印

連絡先 () —

(法人及び団体等にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名を記入してください。)

出納室所管封筒に広告を掲載したいので、下記のとおり申し込みます。

なお、申込に際し、能勢町広告事業実施要綱・能勢町広告事業掲載基準及び出納室所管封筒広告掲載要領の規定及び募集内容を遵守し、広告掲載審査委員会の決定に異議を申しません。

記

掲載希望封筒サイズ	長形3号・角形2号
広告内容の概略 (別紙添付可)	
備考	

連絡先

担当者名 :

連絡先 : () —

E-mail :

- ※ 申込されましても、申込数・内容等により、必ず採用されるものではありません。
- ※ 広告掲載が決定した場合は、デザイン等の調整を行います。
- ※ 広告掲載が複数の場合、掲載位置は抽選で決定します。

(様式第2号)

出納室所管封筒広告掲載承諾可否決定通知書

第 号
年 月 日

様

能勢町長 印

年 月 日付で申込のあった広告掲載については、能勢町広告事業実施要綱の規定に基づき、下記のとおり承諾（する・しない）ことに決定したので通知します。

掲載封筒サイズ	
枠 数	枠
承諾する条件	1 封筒の編集上又は事務執行上支障があるとき、又は封筒の印刷自体の延期その他の変更がある場合は、承諾の決定を取り消すことがある。 この場合においてすでに広告料が納付されているときは、これを返還する。ただし、広告主が刑事上又は法令違反による事件を起こした場合で町の封筒広告として不適当と認めるときは還付を行わない。 2 広告原稿の作成等に要する費用等は広告主が負担する。 3 広告の内容に関する責任は、広告主が負うことであり、第三者に損害を与えた場合、町は賠償の責任を一切負わない。
承諾しない理由	
枠数の変更理由	
備 考	

問い合わせ先 能勢町役場出納室
(072) 734-0478